

届出はお済みですか？
東京労働局への

令和4
(2022)年
4月1日より

義務化

女性活躍推進法

【常時雇用する労働者101人～300人以下の事業主の皆様】

まだ届出がお済みでない場合は、裏面の手続きにより、お早目にお取り組みください。

* 令和4年4月1日以降、お届けがない場合は法違反となりますのでご注意ください。

【問合せ・提出先】東京労働局雇用環境・均等部指導課 電話:03-3512-1611
〒102-8305 千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎14F



必要な手続きはこちら

ステップ1：自社の女性の活躍について「状況の把握」、「課題分析」を行う。

- 以下の4項目の状況を必ず把握し、自社の課題を分析してください。

- | | |
|--------------------------|--------------|
| 採用者に占める女性比率又は労働者に占める女性比率 | 平均継続勤務年数の男女比 |
| 管理職（課長以上で役員を除く）に占める女性比率 | 月別の平均残業時間数 |

ステップ2：一般事業主行動計画の「策定」、「社内周知」、「外部公表」を行う。

- ステップ1を踏まえて、(a)～(d)を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定してください。
(a)計画期間、(b)1つ以上の数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施時期
- 一般事業主行動計画を労働者に周知・外部へ公表してください。

ステップ3：東京労働局へ策定届を「届出」、自社の女性活躍状況の「情報公表」する。

- 『一般事業主行動計画策定・変更届』は東京労働局ホームページからダウンロード可能です。
郵送による届出を推奨しています。
- 貴社の女性活躍状況を『女性の活躍推進企業データベース』に登録し、公表しましょう。

「女性の活躍推進企業データベース」とは

女性の活躍推進企業データベース

検索



行動計画の外部への公表及び女性の活躍に関する情報公表等の掲載先として厚生労働省が運営するサイトです。
他社の取組を検索、閲覧し、自社の行動計画を策定するヒントとすることもできます。是非ご活用ください！
サイト内に入力マニュアルがあります。

『かんたんガイド』・『解説動画』をご活用ください

東京労働局では「行動計画策定かんたんガイド」や解説動画を作成しました。
新たに義務企業となるみなさまへ、わかりやすく解説しております。



【入手方法はコチラ】東京労働局ホームページ→
トップページの「注目情報」の「各種ご案内」の
「女性活躍推進法の改正について」をクリック

東京労働局 101人以上 かんたんガイド 検索



かんたん！これならできる。



動画解説公開中

- 行動計画ひな型（5種類）
 - 労働局への届出様式（記入例つき）
- も掲載しています

個別サポート

「中小企業のための女性活躍推進事業」(厚生労働省委託事業)

『課題分析のやり方が分からない』『どういう行動計画にすればいいか悩んでいる』企業の皆様へ！
電話・メールでの相談、個別訪問により、専門アドバイザーが『担当制』で行動計画の策定等を全面的にサポートします！お気軽にご相談ください(先着順) URL▶<https://joseikatsuyaku.com/>

◆申込先◆

女性活躍推進センター東日本事務局
(LEC東京リーガルマインド内)

フリーダイヤル:0120-982-230

女性活躍推進センター

検索

ご利用無料